

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立小倉聴覚特別支援学校
課程又は 教育部門	聴覚障がい

特2

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- 全ての幼児児童生徒（以下児童等）が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、その未然防止に取り組む。
- 全ての児童等がいじめを行わず、いじめを放置することがないように、いじめの問題について児童等が十分に理解できるようにする。（いじめが絶対許されないこと、心身に及ぼす深刻な影響等）
- いじめの問題に対しては、速やかに組織で対応するとともに、学校、家庭、その他関係・専門機関との連携を図る。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

#### （1）基本的考え方

- 児童等が周囲の友人や教職員との信頼できる人間関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができる環境づくりに努めること。
- 児童等が自己肯定感を高めながら、集団の一員として互いに認め合える人間関係を築き、自己有用感を得られる環境づくりに努めること。
- 児童等が、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと。
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」、「生徒指導リーフ」等を活用し、いじめの問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修（いじめ防止研修、人権同和研修、情報モラル研修）を実施すること。
- 研修課と連携し、分かる授業作りに取り組むこと（研究授業、公開授業、手話研修）。
- 教師と児童等及び家庭との信頼に基づいた関係作りと対応の在り方に関する研修を行うこと（実態連絡会、スクールカウンセリング研修）。
- 発達障がいや性同一性障がい等、特に配慮が必要な児童等について、正しい理解の促進を図る研修を実施すること（人権同和研修）。
- いじめのない環境で部活動を実施するために、人間関係をよりよく形成できるような活動内容および方法や、部室の使用方法について機会を捉え、顧問が指導を行うこと。

## (2) いじめの未然防止のための取組

- 学校生活アンケート（いじめ防止）の実施（月1回）
- いじめアンケートの実施（中学部のみ各学期1回）
- 家庭用チェックリスト（いじめ防止）の実施（各学期1回）
- ネットパトロールの実施（各学期1回）
- スクールカウンセリングの実施（適宜）
- 児童等が主体的に参加・活躍できる、基礎学力の定着を目指したわかる授業づくりの推進
- 家庭と担任間での情報交換（家庭訪問、保護者懇談、連絡帳の活用等）の実施
- 日頃より生徒が不安や悩みを相談しやすい体制の整備
- 職員間での情報交換・共有（学部会、実態連絡会、ケース会議等）の推進
- 「命の大切さ」、「いじめ」に関する講話（学部集会、人権学習、道徳の授業等）の実施
- 職員研修（いじめ防止研修、人権同和研修、情報モラル研修、実態連絡会、スクールカウンセリング研修、手話研修、研究授業、公開授業等）の実施

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### (1) 基本的考え方

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることを認識する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わる。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

### (2) いじめの早期発見のための措置

- 学校生活アンケートの実施（月1回）
- いじめアンケートの実施（中学部のみ各学期1回）
- 家庭用チェックリストの実施（各学期1回）
- ネットパトロールの実施（各学期1回）
- スクールカウンセリングの実施（適宜）
- 家庭と担任間での情報交換（家庭訪問、保護者懇談、連絡帳の活用等）
- 職員間での情報交換・共有（学部会、実態連絡会、ケース会議等）

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 発見・通報を受けた場合には、法第23条第1項の規定に従い、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない児童等もいることに配慮し、個々の児童等の理解に努め、様々な変化を捉え、適切に対応する。

- インターネットやSNS等を利用したいじめに対して、適切に対応する。
- 被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対しては、人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童等や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。報告を行わないことは、上記法の規定に違反し得る。その後は、速やかに関係児童等から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、職員間で情報共有を行い、適切に対応する。
- 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。
- 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導をする前に、本対応について周知するとともに共通理解を十分に図る。
- いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告する。また、被害・加害児童等の保護者に連絡する。
- 組織的に対応方針を決定し、被害児童等を徹底的に守り通す。
- 学校や県教育委員会が、いじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童等を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。また、保護者に対して、あらかじめ周知する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (3) いじめられた児童等又はその保護者への支援

- 児童等の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- いじめられている児童等にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童等や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するよう努める。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童等の見守りを行うなど、いじめられた児童等の安全を確保する。
- いじめられた児童等に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童等を別室において指導するなど、いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- 必要に応じて、いじめられた児童等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

○事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### (4) いじめた児童等への指導又はその保護者への助言

- 事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるようにする。
- いじめた児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導などの措置も含め、毅然とした対応をする。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えられるよう指導し、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童等に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級や学部において、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- 被害児童等の回復、加害児童等が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童等と加害児童等をはじめとする他の児童等との関係の修復を経て、その集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるようにする。
- 全ての児童等が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者への理解・啓発を進めていく。

#### (7) いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- 被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - 相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、県教育委員会またはいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
  - 相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
  - 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと
- 被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかの面談等により確認する。
  - いじめの解消については、いじめ防止対策委員会において、学校長が判断する。
  - 解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
  - 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

### （1）重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等については、保護者へ適切に提供する。

- ① 重大事態の意味について
- 児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安（年間30日）にかかわらず、学校長の判断により迅速に調査に着手する。

- 児童等や保護者からいじめに関する申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 重大事態の報告
  - 重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて福岡県知事に、事態発生について報告する。
- ③ 調査を行うための組織について
  - 県教育委員会の指導や人的措置も含めた支援に従う。
  - 学校が主体となって行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を母体として、必要に応じて適切な専門家を組織に加える。
  - 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、当該調査の公平性・中立性を確保し得る者で構成する。
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
  - 重大事態に至る要因となったいじめ行為やその背景事情、児童等の人間関係、学校・教職員の対応などの事実関係を、可能な限り明確にする。
  - 学校自身に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
    - ア) いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合
      - いじめられた児童等から十分に聴き取る。
      - 在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
      - いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施を行う。
      - 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。
      - いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
    - イ) いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合
      - 当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査に着手する。
      - 調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。
- ⑤ 自殺の背景調査における留意事項
  - 児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
  - この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
  - 背景調査に当たっては、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
  - 在校児童等及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - 死亡した児童等の状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に詳しい調査の実施を提案する。
  - 調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、遺族と合意しておく。
  - 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、当該調査の公平性・中立性を確保し得る者とする。
  - 偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
  - 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、適宜

専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

- 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮した、正確で一貫した情報提供を行い、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- 関係児童等を含め、学校全体の児童等や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を行う。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① 調査結果の提供

- いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを認識する。
- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等や保護者に対し説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- 情報の提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 調査の実施により得られたアンケートは、いじめられた児童等又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ち、その旨を対象となる在校生やその保護者に説明する。
- 加害児童等に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童等・保護者の同意を得て行う。
- 認定された事実を丁寧に伝え、加害児童等が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付くことができるようにするとともに、被害児童等への謝罪の気持ちをもつことができるようにする。

### ② 調査結果の報告

- 調査結果については、県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。
- いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて福岡県知事に送付する。
- 調査結果には、今後の同種の事態防止策や、保護者の調査結果に対する所見を含める。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ⑤ 学校いじめ基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。
- いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定する。
- いじめの取組に関する評価は、学校いじめ基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。